令和６年度第１回財政援助団体等監査の結果に関する措置について

（令和７年８月１日現在）

１　監査の期間　　令和６年８月２日から同年１０月２５日まで

２　監査対象年度　　原則として令和５年度に執行された事業又は業務

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (1)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第５条第１項によると、施設（一部を除く）を使用しようとするときは、鹿児島市高齢者福祉センター使用者名簿（様式第１（その１）又は様式第１（その２））に住所、氏名その他必要事項を記載して、市長の許可を受けなければならないとなっているが、高齢者福祉センターでは、規則に定める様式を使用していない。 【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (2)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第５条第１項によると、施設（一部を除く）を使用しようとするときは、鹿児島市高齢者福祉センター使用者名簿（様式第１（その１）又は様式第１（その２））に住所、氏名その他必要事項を記載して、市長の許可を受けなければならないとなっているが、高齢者福祉センターでは、規則に定める様式を使用させていない。	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課	規則に定める様式と異なる使用者名簿を使用していたことについては、所管課及び指定管理者間で協議のうえ、利用者の利便性や管理面等を考慮して、各センターの実情に合わせて様式の一部を加工して使用していたことが主な原因である。 このため、利用者の利便性や事務処理の効率化等を踏まえ規則改正を行い、使用者名簿の様式を改め、各センターへ規則に定める様式を使用するよう周知した。（通知受理日：令和７年７月２８日）	措置済
【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (3)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第６条の３第１項第１号から第４号において、浴室の使用料については、身体障害者手帳	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課	利用者の利便性を図るため、所管課及び指定管理者間で協議のうえ、利用者証の交付申請時のみ手帳等の確認を行っていたことが主な原因である。 このため、利用者の利	措置済

等を提示して使用するときに使用料を免除することができるとなっているが、指定管理者が独自に作成している利用者証の交付申請時に一度身体障害者手帳等を確認するのみで、以降は利用者証の提示のみで使用料を減免している。 【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (4)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第６条の３第１項第１号から第４号において、浴室の使用料については、身体障害者手帳等を提示して使用するときに使用料を免除することができるとなっているが、指定管理者は独自に作成している利用者証の交付申請時に１度身体障害者手帳等を確認するのみで、以降は利用者証の提示のみで使用料を減免しており、規則によらない取扱いをさせている。		便性や事務処理の効率化等を踏まえ、規則に規定する手帳等について内規を制定し、指定管理者が身体障害者手帳等の原本を確認した上で交付した利用者証の提示により使用料を減免することができるものとした。（通知受理日：令和７年７月２８日）	